

## 報告第4号

### 専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月30日提出

富津市長      高   橋   恭   市

### 報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

## 専決第 2 号

### 専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和5年2月10日 午前11時45分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、本市が所有する車両が丁字路を右折したところ、相手方が所有するコンクリート塀に接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。

令和5年2月23日

富津市長 高 橋 恭 市